

証明書

次の対象に関する商業登記規則61条2項又は3項の株主は次のとおりであることを証明する。

対 象	株主総会等又は 総株主の同意等の別	株主総会
	上記の年月日	令和4年6月5日
	上記のうち議案	全議案

	氏名又は 名称	住所	株式数 (株)	議決権数	議決権数の 割合
1	法務太郎	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号	30	30	27.273%
2	法務二郎	東京都千代田区霞が関一丁目1番2号	25	25	22.727%
3	法務花子	東京都千代田区霞が関一丁目1番3号	20	20	18.182%
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
			合計	75	68.182%
			総議決権数	110	

令和4年6月5日

法務商事株式会社

代表取締役

甲野太郎

【株主総会等又は総株主の同意等の別】

株主総会、種類株主総会、株主全員の同意、種類株主全員の同意のいずれかを記載します。

【上記の年月日】

株主総会開催の日を記載します。

【上記のうち議案】

全議案又は対象となる議案を記載します。

【記載する株主①】

自己株式等の議決権を有しない株式は記載しません。議決権を有していれば、株主総会に出席しなかった株主や議決権を行使しなかった株主も記載します。

【記載する株主②】

記載する株主は、総議決権数に対する各株主の議決権数の割合が高い順に記載する。

【記載する株主③】

記載する株主は、議決権の割合の合計が3分の2に達するか上位10位に達するかのいずれかの少ない人数の方の株主を記載します。同順位の株主が複数にいることで株主が10名以上いる場合は、全員を記載します。

【記載する株主④】

株主全員の同意の場合は、議決権数の割合の欄の記載は不要です。

【株式数】

株主が所有する株式数を記載します。

【議決権数、議決権数の割合、合計】

議決権数と総議決権数（黄色の箇所）を入力していただくことで、議決権数の合計、議決権数の割合、議決権数の割合の合計が計算されます。塗りつぶした黄色は印刷時には印刷されません。そのまま、印刷してご活用ください。

【総議決権数】

自己株式など議決権を有しない株式は加算しません。

【作成日】

株主リストを作成した日時を記載します。

【作成者名】

会社名と代表取締役の名前を記載します。